平成18年4月施行

改正　労働安全衛生法の詳解

レーバー・スタンダード研究所 編著

レーバー・インフォメーション

はしがき

平成17年10月26日、通常国会において労働安全衛生法の改正法案が成立しました。

労働安全衛生法の改正としては、かなり大幅な改正であり、おおむね次のような改正がありました。

1　危険・有害要因の特定、低減措置の推進
2　製造業等の下請混在作業現場における安全衛生管理
3　施設・設備の管理権原に基づく安全衛生管理－注文者による危険有害情報の提供
4　化学物質の表示、文書の交付制度の改正と有害物ばく露報告制度の新設
5　すべての健康診断結果の労働者への通知（特殊健診結果の通知を追加）
6　長時間労働者等に対する面接指導、産業医の職務、医師意見の報告、面接指導の秘密保持
7　安全衛生マネジメントシステムの実施事業者に対する計画届の免除制度
8　安全衛生委員会の調査審議事項の追加、総括安全衛生管理者の職務、安全管理者資格の見直し、職長教育のカリキュラム追加
9　免許・技能講習制度の見直し
10　衛生管理者及び安全管理者等の「事業場に専属の者」とする要件の一部見直し

本書では、以上の10項目の改正点のすべてについて、「改正のねらい」及び「改正のポイント」に触れ、また、改正条文〔法、政令、規則〕を示して、それぞれに解説を掲載しましたので、実務知識のすばやい習得と確認が可能になると思われます。

今回改正の中でも、今後の労働安全衛生対策の新しい流れを形成していくものとして注目されるのが、「リスクアセスメント及びそれを組み込んだ安全衛生マネジメントシステムの推進（28条の2関係）」及び「長時間労働者等に対する医師の面接指導制度の導入（66条の8関係）」であろうと考えられます。

既に、新設の28条の2に基づき「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が公示されております。これは、職場に、いわゆるリスクアセスメントの取組みを定着させて行こうとするもので、今回改正の目玉の一つでしょう。

平成18年3月10日付けで全面改訂された「労働安全衛生マネジメントシステムに関す

る指針」と相まって、これからのわが国の安全衛生対策の中核的手法として、各事業場で実践に移されていくに違いありません。

つぎに、長時間労働者等に対する医師面接の制度ですが、これは、通達運用時期を経て、今回はじめて法制化されました。過重労働とメンタル不調の問題は、職場の健康管理対策上、最大の課題として浮上してきたといっても過大ではありません。

本書では、これら今回の重要改正点に関して、新しい流れを掴みやすいよう解説にも心がけました。

また、法改正に伴って多くの指針・通達等が新調されましたが、例えば、先の28条の2関係の2つの指針はもちろん、「新・過重労働による健康障害防止のための総合対策について（通達）」、「新・労働者の心の健康の保持増進のための指針」も、資料として収録しましたので、実務上の確認資料として活用してください。

労働安全衛生法が昭和47年10月に施行されて以降、今回改正は大幅改正という点に限れば第7次の改正に当たります。本書は改正法の解説書でありますから、可能なかぎり、労働安全衛生法の成立とその後の改正の流れの中で、理解されるといいと考えます。

第3章第１節の「労働安全衛生法－成立と改正の経緯」は、そのような趣旨から本書のために、書き下ろしたものです。

レーバー・スタンダード研究所

改正 労働安全衛生法の詳解—目次

第１章　改正労働安全衛生法—逐条解説…… 7

第１節　危険・有害要因の特定、低減措置の推進…… 8

逐条解説法第28条の2 …… 12

今後の安全衛生対策の在り方検討会報告書該当箇所 …… 14

安全衛生マネジメントシステムに関する指針と解説（改訂版）…… 17

危険性又は有害性等の調査等に関する指針（新設）…… 24

第２節　製造業等の元方事業者等の講ずべき措置
—混在作業現場における安全衛生管理…… 29

逐条解説法第30条の2 …… 32

今後の安全衛生対策の在り方検討会報告書該当箇所 …… 36

第３節　施設・設備の管理権原に基づく安全衛生管理
—注文者による危険有害情報の提供…… 37

逐条解説法第31条の2 …… 41

逐条解説法第32条 …… 44

今後の安全衛生対策の在り方検討会報告書該当箇所 …… 45

第４節　化学物質の表示、文書の交付制度の改正と
有害物ばく露報告制度の新設…… 46

有害物ばく露作業報告制度を活用して国が行うリスク評価実施要領 …… 47

逐条解説法第57条 …… 49

逐条解説法第57条の2 …… 51

逐条解説法第100条 …… 52

今後の安全衛生対策の在り方検討会報告書該当箇所 …… 54

第５節　すべての健康診断結果の労働者への通知
—特殊健診結果の追加…… 55

労働者の健康情報保護についての基本的考え方 …… 56

逐条解説法第66条の6 …… 59

労働者の健康情報の保護に関する検討会報告書該当箇所 …… 61

第６節　長時間労働者等に対する面接指導、医師の職務追加、医師意見の報告、
面接指導の秘密保持…… 62

逐条解説法第66条の8 …… 66

逐条解説法第66条の9 …… 73

逐条解説法第66条の5 …… 75

逐条解説法第13条 …… 76
逐条解説法第104条 …… 78
今後の安全衛生対策の在り方検討会報告書該当箇所 …… 79
過重労働・メンタルヘルス対策の在り方検討会報告書該当箇所 …… 79
過重労働による健康障害防止のための総合対策（改訂版）…… 86
労働者の心の健康の保持増進のための指針（抄）（改訂版） …… 94
第７節　安全衛生マネジメントシステムの実施事業者に対する計画届の免除制度 …… 96
逐条解説法第88条 …… 98
今後の安全衛生対策の在り方検討会報告書該当箇所 …… 106
第８節　安全衛生委員会の調査審議事項の追加、総括安全衛生管理者の職務、安全管理者資格の見直し、職長教育のカリキュラム追加…… 108
逐条解説法第17-19条 …… 111
逐条解説法第10条 …… 117
逐条解説法第11条 …… 118
逐条解説法第60条 …… 120
今後の安全衛生対策の在り方検討会報告書該当箇所 …… 122
第９節　免許・技能講習制度の見直し…… 125
今後の安全衛生対策の在り方検討会報告書該当箇所 …… 126
第10節　衛生管理者及び安全管理者等の「事業場に専属の者」とする要件の一部見直し…… 127
今後の安全衛生対策の在り方検討会報告書該当箇所 …… 128

第２章　改正労働安全衛生法　質疑応答（Q&A）集 …… 129
Ｑ１～Ｑ７１ …… 130

第３章　改正労働安全衛生法関係―資料編…… 147
第１節　労働安全衛生法－成立と改正の経緯…… 148
労働安全衛生関係法令の沿革－戦前及び労働基準法制定まで …… 148
労働基準法の制定以降 …… 149
労働安全衛生法の制定以降 …… 150
（参考）旧労働基準法第5章「安全及び衛生」 …… 155
第２節　労働安全衛生法・政令・省令の構成表…… 158

凡　例

○法令・条文の引用、特殊な用例については次の例によるほか、一般の慣例による。

H 18.3.30（括弧書き等で通達などの日付を表記する場合）＝平成 18 年 3 月 30 日

28 条の 2 ＝法第 28 条の 2 を簡略化した表記である

法又は安衛法＝労働安全衛生法

政令又は令＝労働安全衛生法施行令

省令＝労働安全衛生規則等

安衛則＝労働安全衛生規則

解釈例規の略称については以下のおとり。

発基＝厚生労働事務次官名通達

基発＝労働基準局長名通達

基安発＝労働基準局安全衛生部長名通達